

施策評価に対する外部評価シート (評価対象年度：平成30年度)

施策名〔施策小〕		5:就学・進路支援の充実		政策	1	施策大	3	施策中	2
担当部名		担当課名							
教育部		学務課							
評価項目				説明・コメント等					
① 事務事業の妥当性	この施策を構成する事務事業は妥当であるか。 ● 施策の意図から考えて構成する事務事業は適切か。 ● 構成する事務事業に関する重点化の選択及びその根拠は適切か。	A 大変評価できる	1	● 構成される事務事業は妥当であると考えます。(A) ● 施策を構成する事務事業は妥当であると考えます。(B) ● 市の財政事情を考えるとやむを得ないと考えます。(B) ● 就学の保障と学費援助を目的としている以上、就学事務、援助事業を重点化するのが良いのではないかと。もっとも、構成する事務事業の数は妥当であります。(B) ● 当事業の基本的方向は「義務教育の充実」と記載されています。義務教育は、憲法第26条には「教育を受ける権利、同受けさせる権利、義務教育の無償化」が定められており、又教育基本法第4条には「国、又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」と規定されており、極端に言えば、当事業は、本視点からの可否が最大の論点となります。以上より、事務事業「就学事務・就学援助事業」は妥当であります。(B)					
		B 適切に行われている	5						
		C 改善の余地あり							
		D 改善の余地が大いにある							
② 施策の進捗状況	施策は計画どおり進んでいるか。 ● 施策の指標は適切か。 ● 構成する事務事業の評価結果を踏まえたものになっているか。 ● 所管課による評価、行革・財産活用室による評価は適切か。	A 大変評価できる	1	● 評価は適切に行われていると考えます。(A) ● 援助・支援の対象範囲、補助のあり方に関して実態を十分把握のうえ対応を。(B) ● 認定率を成果指標にするのは良いが、児童生徒数を分母にした場合、児童減少により分母が小さくなることから認定率が高まってしまいう可能性があり。低所得者数を分母に取り、成果指標を立てる必要があるのではないかと。施策の意図に即して、就学事務援助事業が取り行われています。もっとも、所管や行革財産活用室のC評価は妥当であるように思えます。(B) ● 施策の指標は「認定率(認定者数/申請者数×100%)」と表示されているが、妥当であると考えます。又、3施策の評価欄の説明では、認定率が25%から微増傾向にありと表示されているが、H28実績からH30実績の数値を見る限り、微減又は数値の平衡維持とみられます。又、些細なことであるが、「認定率」と「認定者率」等の言語の使用は、故意に別表現したものがどうか読み取れないが、統一した方がわかりやすいと考えます。又、「一次評価」と「二次評価」共に「C」評価であるが、「一次評価」の、給食費の補助が7割と他市より劣る補助による事による評価だと思いが、泉南市の財政状況から、致し方ないと思いが、「二次評価」の「C」については、市内小中学校児童・生徒の約4分の1強が就学援助を受けている実情があり、補助のあり方に関しては、実態を十分把握したうえで適切に対応を進められたとのことでの「C」評価は適切であると考えます。(B) ● 申請をすればほぼ100%認定されるということなので、指標として認定率は意味がないと思いが。施策の課題が給食費の補助7割、修学旅行の補助8割を他市同様100%に引き上げることであるならば、その達成度合のようなものにするべきではないでしょうか。(C)					
		B 適切に行われている	4						
		C 改善の余地あり	1						
		D 改善の余地が大いにある							
③ 資源の方向性	今後、この施策の資源(人員・予算)の方向性は妥当であるか。 ● 改革、改善案は適切か。 ● 改善案を踏まえ、施策に投入すべき資源(人員・予算)今後どのようにすべきか。	A 大変評価できる	1	● 修学支援に位置づけられる本事務事業に関する予算の重点化は図られるべきです。(A) ● 子どもの貧困対策として中学校の給食について、生徒・保護者に対する準備金の支給を実施する等の対応を。(B) ● 平成28年度より中学校給食費の給付を開始、又、平成29年度より入学援助費の単価を増額等から考えて、この施策の資源(人員・予算)の方向性は妥当であると考えます。又、5.改革、改善案の「見直しのうえで継続」から考えて、例示されているごとく、「修学旅行費・給食費水準を引き上げる必要性」や「地方財政措置の額の検証と近隣他市町の状況を見究める必要性」から、施策に投入すべき資源(人員・予算)は今後、改善するよう希望する次第であります。なお、「市内小中学校児童・生徒の約4分の1強が就学支援をうけている実情があり」の項目については、私見では、直感的に判断して、「そうは感じられない」が、実情はそうなのであろうか？ 話題はずれるが、「北高南低」の学力差も失礼ながら、このような現状からの影響もあるのかもしれない。(B) ● 改革・改善案の方向性は正しいと思いが。学校教育法に基づく業務部分が、多く、国庫支出金が経年で増加傾向にあるものの、必ずしも本市の一般財源はそのような動きとなっておらず、H29から30は減、H30からR1は増加という動きとなっています。計画的に具体的な全額補助という目標がないというのは問題があるように思いが。(C) ● 認定率100%へ向けて、さらに尽力されたい。(C) ● 泉南市の人口増を目指したり、泉南市の将来を担う人物を育てるならば、子どもの就学にかかる補助金については最優先で100%支給しなければならないと思いが。泉南市の子育て世帯へのスタンスが問われます。(D)					
		B 適切に行われている	2						
		C 改善の余地あり	2						
		D 改善の余地が大いにある	1						

施策推進に向け、担当課として対策を講ずべき重要視点、施策運営に関する改善点

- 義務教育については行政がもっと積極的に保護者の経済的負担軽減を図らなければならないと考えます。
- 特にごさいません。担当課長が責任をもって課題に対して対応を図られているという印象を受けました。
- 学校教育法に基づく分野であり、一般財源の交付税割合が多く、国庫支出金も増加の傾向にあることを考えると、ある程度大阪府下でも統一的に事業を行うべきものと考えます。ところが本市では他市に比べて補助率が低くなっているのは問題があります。
- 勉強はされていると思いますが、義務教育の基本である、「憲法第26条」と「教育基本法第4条」については、よく把握・理解をお願いいたします。余談ですが、我々は、学生時代には、少なくとも「憲法第26条」暗記させられました。

その他のコメント(施策もしくは施策を構成する事務事業に係る意見等)

- 就学支援金として金銭の支給がされているが、義務教育というならば一切家庭の金銭負担が不要であるのが本来の姿ではないでしょうか。泉南市に限らず現状は制服や通学かばん、ドリル類、絵の具、習字道具、裁縫道具、彫刻刀など学齢に応じて様々なものを購せねばなりません。学用品については、個人所有ではなく学校備品を増やしていけないのでしょうか。
- 現状ではむずかしいと思いますが、出来るだけ早い時期に大阪府下の割合に近づくように努力が必要。
- 児童数の減少に伴い、認定者数も減少していることから本市の認定率は変化しない傾向にある。国庫支出金が経年増加しており、一般財源の持ち出しも高止まり傾向にあることを考えると、それなりの財源投入はあると思うが、支給額が何故H28年実績並みにR1でも減少してしまうのか。この事業については不透明な部分が多い。
- 6. 二次評価(行革・財産活用室評価)の「課題等欄」に、「市内小中学校児童生徒の約4分の1強が就学支援を受けている実情があり」と表示されているが、あくまで私的感覚であるが、若干数値が多いのではないかと考えます。(要は、約4分の1強も就学支援を受けていないようにおぼえます)。